

川崎市中原老人福祉センター指定管理者募集に係る質問への回答

No.	質問書提出日	質問内容	回答
1	2025年8月22日	<p>指定管理仕様書 9ページ 「6 管理に要する費用」オ 業務委託料について 施設移転までの間の不用物品の異動や廃棄等の移転に係る委託料として、原則2,541,000円以上(3年間の総額)を計上してください。とあるが</p> <p>①2,541,000円の数字の根拠は何か。 ②不用物品とは、川崎市の備品のことを指しているのか。この場合、12ページの「15 その他」(3)センターの円滑な移転等のための不用品の異動・処分等の移転準備について、本市に協力してください。とあるが、廃棄するもの、移転するものについては川崎市が判断すると理解して良いか。 ③施設移転までの間の不用物品の異動や廃棄等の委託料は、指定管理の最終年度に計上する考え方は可能か。 ④施設内には、長寿荘時代からの数多くの物品が残されているが、提示された委託料で賄えない場合には、川崎市が経費を負担するものと考えてよいのか。</p>	<p>①類似施設における不用物品の廃棄物処分費用を基に算定したものです。</p> <p>②不用物品には、市の備品を含みます。廃棄・移転の区分につきましては、市と指定管理者が協議の上、市が判断いたします。</p> <p>③可能です。</p> <p>④不用物品の異動や廃棄等の移転に係る委託料を執行してもなお、多くの物品が残る場合には、市による処分を含めて、対応を検討します。ただし、指定管理者が持ち込んだ物品を除きます。</p>
2	〃	<p>指定管理仕様書 8ページ 「6 管理に要する費用」(1)センターの管理運営に関する費用について 現在の指定管理料は年額61,034,628円(前回募集:令和3年8月)で、今回は年額ベース(総額-廃棄等の移転に係る委託料÷3)で59,369,000円と前回より約166万円の減額となっている。エネルギー価格をはじめとする物件費の上昇や、人件費の上昇が続いているが、入浴事業中止に伴う光熱水費の減を考慮しても、現在の指定管理料よりも約166万円(2.7%低い金額の設定とした根拠は何か。</p>	<p>主な減額要素として、入浴事業休止による光熱水費の減額が挙げられますが、近年の中原老人福祉センターにおける、人件費を始めとする支出額の推移、収支差額等を総合的に考慮し、設定したものです。</p>